

# 「地域で支える県有林」利活用推進要領

(平成 19 年 5 月 24 日 19 林振第 126 号)

(地方事務所長あて 林務部長)

最終改正(令和 3 年 4 月 30 日 3 森推第 230 号)

(趣旨)

第 1 県有林は明治 37 年に創設以来、行政財産として管理されており、その活用等には制限があるが、近年、県民の森林・林業に対する多様な要望に対応することが必要となっている。

そこで、県民及び県外に居住する者（以下「県民等」という。）が自主的に森林整備などの活動を行える場として県有林を提供し、これらの活動を通じて県民等及び県有林所在市町村と県有林の新たな協働の仕組みを創設するため、この要領を制定する。

(目的)

第 2 この要領は、県有林において、県民等が自主的活動を行う場合の手続き、実施方法等について定め、県有林の有効活用を図り、広く県民に開かれた県有林の管理・運営に資することを目的とする。

(自主的活動の内容)

第 3 この要領において、自主的活動（以下「活動」という。）とは、県有林において、県民等が自主的に行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 森林整備（森林整備、環境保全、関連施設の整備・維持補修等）
- (2) 森林・環境教育（森林・林業体験、自然環境教育等）
- (3) その他（(1) 又は (2) に属さない森林体験活動）

(実施主体の要件)

第 4 第 3 の各号に掲げる活動を行う実施主体（以下「実施主体」という。）は、地方公共団体、教育関係機関及び N P O 法人等の民間団体とし、民間団体については、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約があり、代表者を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、責任ある活動を実施する体制が確立していること。  
また、活動経験、研修受講等により、活動に必要な知識・技術を有していること。
- (3) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- (4) 団体の活動が県有林所在市町村と連携して行われるものとし、地域の林業振興や活性化に寄与していること。

(実施主体の申請・承認等)

第 5 実施主体は、次により申請するものとする。

- (1) 実施主体は、あらかじめ当該県有林を管轄する地域振興局長（以下「局長」とい

う。)及び当該県有林の所在市町村長(以下「所在市町村長」という。)と活動内容等について調整を行い、「県有林利活用申請書」(様式1)を所在市町村長の意見書(様式2)を添えて局長に提出するものとする。

なお、所在市町村長が申請する場合は、意見書を要しないものとする。

(2) 局長は、前項の申請書を受理したときは、意見を付して県営林財産管理者(以下「財産管理者」という。)へ進達するものとする。

(3) 財産管理者は、第1項の申請書の記載内容等を審査し、実施主体としての適否、計画区域の適否、活動の構想等を勘案の上、使用承認を適当と認める場合は、その結果を申請者に通知(様式3)するものとする。

(4) 財産管理者は、前項の計画区域の適否判断にあたり、県営林の管理・運営上への影響、活動の場としての安全性、希少動植物の生息・生育状況等を考慮し承認するものとする。

また、必要に応じて活動内容、活動区域等を限定して承認することができるものとする。

(協定の締結等)

第6 活動にあたって財産管理者は、実施主体との間において、下記により協定を締結するものとする。

#### 1 協定の締結

(1) 協定は、目的、位置、面積、安全確保の措置、活動経費の負担、命名権(以下「ネーミングライツ」という。)の設定、立木竹等の所有権等の権利、山火事防止等の措置等について記すものとし、別紙の協定書を標準とする。

(2) 協定の有効期間は、5年以内で、実施主体と協議して決定するものとする。

#### 2 協定の解除

財産管理者は、次に示す場合は、協定を解除することができるものとする。

この場合、財産管理者は、事前に実施主体と連絡調整を図るものとする。

(1) 対象となる県有林に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 区域の全部又は一部を公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じた場合。

(3) 県有林の管理・運営に支障を及ぼすものと認められる場合

(4) 活動目的以外の使用、協定を締結していない第3者の使用、その他活動計画の内容に反する行為があった場合

(5) その他必要が生じた場合

#### 3 協定の解除による損失

実施主体は、協定の解除により損失が生じた場合、これを請求しないものとする。

#### 4 協定の通知

財産管理者は、協定を締結したときは、協定書の写しを付して局長に通知する。

また、協定を解除したときは、その理由を記載した書面を付して局長に通知する。

(ネーミングライツの設定)

第7 実施主体が希望するときは、当該計画区域にネーミングライツを設定するものとする。

1 ネーミングライツ設定の目的

県有林整備に係る自主財源の確保を図るとともに、愛称付与を通じて森林・林業等に対する理解を深めることを目的とする。

2 ネーミングライツの内容

計画区域に、団体名などを冠した愛称を付与し、県においても愛称を通称として使用する。

なお、愛称は県有林の設置目的にふさわしいものとする。

3 ネーミングライツ設定の期間

協定の有効期間とする。

4 ネーミングライツの対価

実施主体は、ネーミングライツ料を県に支払うものとする。

5 ネーミングライツ料の用途

県有林の維持管理、森林整備事業の財源とする。

(活動の実施)

第8 実施主体は、協定に基づき相互の連携・協力のもと適切な連絡調整に努めるとともに、活動の実施にあたっては次によるものとする。

(1) 局長は、実施主体にあらかじめ「全体活動計画書」(様式5)を提出させ、必要な調整を行うものとする。

(2) 局長は、毎年度の活動の実施にあたり、実施主体に「年間活動計画書」(様式6)をあらかじめ提出させ、責任者の名称、入林者予定数、活動内容、入林期間等を連絡させ、必要な調整を行うとともに活動を行う際は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

また、局長は、実施主体が年度中で活動内容を著しく変更しようとする場合には、あらかじめ連絡させ、調整を行い、必要に応じて「年間活動変更計画書」を提出させるものとする。

(3) 局長は、毎年度の活動終了後、実施主体に「年間活動実績報告書」(様式7)により速やかに報告させるとともに、必要により跡地確認(様式8)を行うものとする。

また、年度末までに活動実績を取りまとめ財産管理者に報告するものとする。

(4) 実施主体は、使用の中止、使用期間の満了又は協定の破棄等により使用を終了したときには「県有林利活用終了届」(様式9)を局長に提出し確認を受けるものとする。

(5) 活動の実施に要する経費は、実施主体が負担するものとする。

(6) 活動にあたり他法令で定める手続きが必要な場合は、実施主体が行うものとする。

## 2 留意事項

- (1) 実施主体は、活動における参加者等の安全について、責任を持って確保するとともに、事故防止、保険加入等の措置を講じるものとし、活動に伴い発生した事故について、財産管理者は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 活動の実施にあたっては、山火事の防止等に万全を期すため、活動区域での焚き火や、煙草の吸殻の投げ捨て、ゴミ等の持込みを禁止するものとする。
- (3) 活動区域への入林は、原則として徒歩で車道、歩道を通行するものとする。
- (4) 実施主体は、活動にあたって県有林巡視員の指示に従うものとする。

### (立木竹等の所有権等の権利)

第9 実施主体は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる全ての権利を有しないものとする。

ただし、あらかじめ財産管理者が、活動の目的達成のために間伐材等の持出しを協定等により認める場合は、この限りでない。

### (法令の遵守)

第10 実施主体は、活動の対象となる県有林に係る法令等の規定を遵守するものとする。

### (活動の円滑な実施への協力)

第11 財産管理者及び局長は、活動が円滑に実施されるよう、以下に掲げる事項について、実施主体に協力するよう努めるものとする。

- (1) 活動計画策定に当たっての助言
- (2) 要請に応じた道具の使い方、その他の技術指導

### 2 協力の依頼等

財産管理者及び所長は、活動が行われる県有林の巡視員と連携し、事故防止に万全を期するものとし、必要に応じて市町村等の関係機関に協力を依頼するものとする。

### (活動記録の整備)

第12 財産管理者は、森林整備活動等の実績を整理保管するものとする。

### (申請に関する特例)

第13 森林づくり推進課長が特に認めるときは、第5(1)に規定する市町村長との活動内容の調整及び市町村長の意見書の添付を省略することができる。